

BELS評価業務 料金表

1.住宅

(税込み金額、単位：円)

		審査料金
戸建て住宅		42,000
共同住宅	500㎡以下	55,000+4,000×住戸数
	500㎡超1,000㎡以下	77,000+4,000×住戸数
	1,000㎡超	126,000+4,000×住戸数

(1) 当機関に確認申請を行った場合は上記の料金から10%減額します。

(2) 当機関に他の省エネに係る技術的審査（省エネ適判、低炭素建築物、性能向上計画認定、適合証明等）を併願した場合、5,500円とします。

2. 非住宅建築物

(税込み金額、単位：円)

建築物の用途	評価対象面積（㎡）	単独申請	
		標準入力法	モデル建物法
A種	300未満	220,000	93,500
	300～ 1,000未満	275,000	104,500
	1,000～ 2,000未満	330,000	129,800
	2,000～ 5,000未満	467,500	198,000
	5,000～10,000未満	576,400	275,000
	10,000～	680,900	330,000
B種	300未満	176,000	75,900
	300～ 1,000未満	220,000	78,100
	1,000～ 2,000未満	275,000	106,700
	2,000～ 5,000未満	352,000	169,400
	5,000～10,000未満	440,000	220,000
	10,000～	550,000	275,000
C種	300未満	110,000	34,100
	300～ 1,000未満	110,000	34,100
	1,000～ 2,000未満	176,000	71,500
	2,000～ 5,000未満	203,500	84,700
	5,000～10,000未満	275,000	121,000
	10,000～	330,000	146,300

建築物の用途欄のA種、B種及びC種は次のとおり区分し、その用途は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途をいいます。

A種：ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

B種：事務所棟、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途（A種に掲げる用途を除く）

C種：工場等これらを含む複合用途（A種又はB種に掲げる用途を除く）

- (1) 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とします。
- (2) 住宅との複合建築物において建築物省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁への届出物件に該当する場合、追加手数料として、11,000円を加算します。
- (3) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとします。
- (4) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記料金表によらず33,000円の手数料とします。
- (5) 併願（省エネ適判、低炭素建築物、性能向上計画認定）等の場合審査料金を11,000円とします。